一　食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第五百二十三号）
二　プレスハムの日本農林規格（昭和四十六年二月二十六日農林省告示第三百三十八号）
三　ベーコン類の日本農林規格（昭和四十八年四月十日農林省告示第七百八十六号）
四　マカロニ類の日本農林規格（昭和四十八年十二月二十六日農林省告示第二千六百三十三号）
五　ウスターソース類の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十五号）
六　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年七月八日農林省告示第六百号）
七　フローリングの日本農林規格（昭和四十九年十一月十三日農林省告示第千七十三号）
八　風味調味料の日本農林規格（昭和五十年三月二十五日農林省告示第三百十号）
九　乾燥スープの日本農林規格（昭和五十年五月三十日農林省告示第六百二号）
十　ドレッシングの日本農林規格（昭和五十年十月四日農林省告示第九百五十五号）
十一　植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年九月十一日農林省告示第八百三十八号）
十二　削りぶしの日本農林規格（昭和五十一年十二月三日農林省告示第千百二十二号）
十三　ソーセージの日本農林規格（昭和五十二年四月二十五日農林省告示第四百十一号）
十四　チルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十六号）
十五　醸造酢の日本農林規格（昭和五十四年六月八日農林水産省告示第八百一号）
十六　トマト加工品の日本農林規格（昭和五十四年十月十一日農林水産省告示第千四百十九号）
十七　食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和五十四年十月十二日農林水産省告示第千四百二十四号）
十八　異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和五十五年二月二十五日農林水産省告示第二百八号）
十九　ハム類の日本農林規格（昭和五十六年八月二十一日農林水産省告示第千二百六十号）
二十　豆乳類の日本農林規格（昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第千八百号）
二十一　マーガリン類の日本農林規格（昭和六十年六月二十二日農林水産省告示第九百三十二号）
二十二　構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年三月二十七日農林水産省告示第三百六十号）
二十三　チルドミートボールの日本農林規格（昭和六十二年九月五日農林水産省告示第千二百三十八号）
二十四　ジャム類の日本農林規格（昭和六十三年四月二十日農林水産省告示第五百二十四号）
二十五　合板の日本農林規格（平成十五年二月二十七日農林水産省告示第二百三十三号）
二十六　生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成十五年十月三十一日農林水産省告示第千七百九十四号）
二十七　生産情報公表豚肉の日本農林規格（平成十六年六月二十五日農林水産省告示第千二百十九号）
二十八　生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月三十日農林水産省告示第千百六十三号）
二十九　有機加工食品の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百六号）
三十　有機飼料の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百七号）
三十一　有機畜産物の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百八号）
三十二　畳表の日本農林規格（平成十九年八月二日農林水産省告示第千十七号）
三十三　製材の日本農林規格（平成十九年八月二十九日農林水産省告示第千八十三号）
三十四　集成材の日本農林規格（平成十九年九月二十五日農林水産省告示第千百五十二号）
三十五　生産情報公表養殖魚の日本農林規格（平成二十年三月二十一日農林水産省告示第四百十六号）
三十六　単板積層材の日本農林規格（平成二十年五月十三日農林水産省告示第七百一号）
三十七　定温管理流通加工食品の日本農林規格（平成二十一年四月十六日農林水産省告示第五百十八号）
三十八　直交集成板の日本農林規格（平成二十五年十二月二十日農林水産省告示第三千七十九号）
（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百八十四号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年制令第二百九十一号）第十七条の規定に基づき、次に掲げる告示の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日　農林水産大臣　齋藤　健

一　農林物資の規格化等に関する法律施行令第十条第一号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千五号）
二　農林物資の規格化等に関する法律施行令第十条第一号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千六号）
三　農林物資の規格化等に関する法律施行令第十条第二号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年七月十四日農林水産省告示第千七号）
（「次のよう」は省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第六百八十五号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）及び農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（平成三十年農林水産省令第十六号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成三十年三月二十九日　農林水産大臣　齋藤　健

一　農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十条第四号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十六号）
二　農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十七号）
三　農林物資の規格化等に関する法律施行規則第四十条第四号の有機農産物加工食品に係る農林水産大臣が定める基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百二十八号）

附　則

この告示は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

○農林水産省告示第六百八十六号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、及び日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十六条の規定に基づき、次に掲げる格付の表示の様式及び表示の方法の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十九日　農林水産大臣　齋藤　健

一　食用植物油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十七年三月九日農林省告示第三百十号）
二　枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年八月六日農林省告示第七百五十七号）
三　フローリングの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和四十九年十二月二日農林省告示第千百四十八号）
四　飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法（昭和五十四年八月十八日農林水産省告示第千百八十二号）